

令和5年度

定期(財務)監査及び行政監査報告書

小 城 市 監 査 委 員

小城市監査委員告示第1号

令和5年度 定期(財務)監査及び行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表する。

令和6年2月26日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 永松 和久

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による定期監査及び行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和5年10月執行分・・・令和5年10月18日から10月30日まで
 令和5年11月執行分・・・令和5年11月14日から11月27日まで
 令和5年12月執行分・・・令和5年12月14日
 令和6年1月執行分・・・令和6年1月17日から1月29日まで
 令和6年2月執行分・・・令和6年2月8日

2 監査対象課等及び監査実施日

監査対象課等		監査実施日	監査対象課等		監査実施日		
市長部局	総務部	財政課	令和6年2月8日	教育委員会事務局	保育幼稚園課	令和5年11月14日	
		防災対策課	令和6年1月17日		教育総務課(学校教育課)	令和5年11月14日	
		国民スポーツ大会推進課	令和6年1月17日		生涯学習課	小城公民館係	令和5年10月19日
		総務課	令和6年2月8日			牛津公民館係	令和5年10月19日
		総合戦略課	令和6年2月8日			芦刈公民館係	令和5年10月19日
		企画政策課	令和6年1月17日			生涯学習・三日月公民館係	令和5年10月19日
	市民部	市民課	令和5年12月14日		文化課	社会教育施設係	令和5年10月19日
		人権・同和対策室	令和5年12月14日			文化振興係・文化財保護係	令和5年11月15日
		税務課	令和5年10月24日		市民図書館(三日月図書館係・小城図書館係)	令和5年11月15日	
		国保年金課	令和5年10月18日		会計局	令和5年10月30日	
		環境課(環境係・廃棄物対策係)	令和5年12月14日	選挙管理委員会	令和6年2月8日		
		環境課(施設係)	令和5年10月24日	議会事務局	令和6年2月8日		
	福祉部	社会福祉課	令和5年11月14日	農業委員会	令和6年2月8日		
		高齢障がい支援課	令和5年10月24日	監査委員事務局	令和5年10月30日		
		健康増進課	令和5年10月18日	公営企業事務局	水道課	令和6年1月29日	
	産業部	商工観光課	令和5年11月15日		市民病院	令和5年11月27日	
		農林水産課	令和6年1月23日		下水道課	令和5年10月30日	
		農村整備課	令和6年1月23日				
	建設部	都市計画課	令和5年10月18日				
		定住推進課	令和5年11月14日				
建設課		令和6年1月17日					

3 監査の対象期間

令和5年10月執行分・・・令和4年8月1日から令和5年8月31日まで
・・・令和4年9月1日から令和5年8月31日まで
・・・令和4年12月1日から令和5年8月31日まで
令和5年11月執行分・・・令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
令和5年12月執行分・・・令和4年11月1日から令和5年10月31日まで
令和6年1月執行分・・・令和4年12月1日から令和5年11月30日まで
令和6年2月執行分・・・令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行について、あらかじめ提出された監査資料に基づき、提示のあった関係書類等を審査、照合するとともに、必要に応じて関係者の説明を求めるなどの方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

今回の定期監査は、市の財務に関する事務及び所管する事務事業に関する事務の執行・処理状況等が適法、適正に行われているか、また、市の行政事務の執行が合理的かつ効率的に法令等に従って適正に行われているか監査を実施した。

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に処理されていると認められた。また行政事務の執行についても法令等に従っておおむね適正に行われていた。

また、細部については、不備な点、改善すべき留意点等が見受けられ、監査の折に口頭で指導しているので、今後の事務処理に十分留意され、適正に対処されたい。

なお、今回の定期監査及び行政監査における指摘事項・検討事項は、次のとおりである。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

※ 区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

区 分	服務	文書	収 入	支 出	契 約	工事の 執行	補助金	財産	現金の 取扱い	その他	計
重要な指摘事項											0
その他の指摘事項			3	4	3		2	2	3	1	18
検討を要する事項							1				1
合 計	0	0	3	4	3	0	3	2	3	1	19

2 重要な指摘事項

なし

3 その他の指摘事項・検討を要する事項

- (1) 服務関係 (0件)
- (2) 文書関係 (0件)
- (3) 収入関係 (3件)
- (4) 支出関係 (4件)
- (5) 契約関係 (3件)

- (6) 工事の執行関係 (0件)
- (7) 補助金関係 (2件)
- (8) 財産関係 (2件)
- (9) 現金の取扱い関係 (3件)
- (10) その他 (1件)

検討を要する事項

- (1) 服務関係 (0件)
- (2) 文書関係 (0件)
- (3) 収入関係 (0件)
- (4) 支出関係 (0件)
- (5) 契約関係 (0件)
- (6) 工事の執行関係 (0件)
- (7) 補助金関係 (1件)
- (8) 財産関係 (0件)
- (9) 現金の取扱い関係 (0件)
- (10) その他 (0件)

4 監査対象課等ごとの監査結果

監査の対象	<p>国保年金課、健康増進課、生涯学習課（生涯学習・三日月公民館係）、生涯学習課（社会教育施設係）、税務課、高齢障がい支援課、環境課（施設係）、会計局、監査委員事務局、下水道課、社会福祉課、教育総務課（学校教育課）、保育幼稚園課、市民図書館（三日月図書館係・小城図書館係）、市民病院、市民課、企画政策課・国民スポーツ大会推進課・農林水産課・農業委員会・総務課・選挙管理委員会</p>
監査の結果	<p>・上記の課については、財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。</p>

監査の対象	<p>都市計画課</p>
監査の結果 (その他の指摘事項)	<p>・手書き領収書の取り扱いについて、適正な発行に努められたい。</p>

監査の対象	生涯学習課（小城公民館係）
監査の結果 （その他の指摘事項）	・手書き領収書で金額を訂正されたものが見受けられた。手書き領収書の取り扱いについて、適正に努められたい。

監査の対象	生涯学習課（芦刈公民館係）
監査の結果 （その他の指摘事項）	・令和5年9月に収納した現金（コピー代等）が、監査執行年月日において、まだ指定金融機関等に払い込まれていなかった。窓口において収納した現金の取り扱いについて、財務規則第32条を遵守されたい。

監査の対象	生涯学習課（牛津公民館係）
監査の結果 （その他の指摘事項）	・手書き領収書で金額を訂正されたものが見受けられた。手書き領収書の取り扱いについて、適正に努められたい。

監査の対象	定住推進課
監査の結果 （その他の指摘事項）	・業務委託契約において、支出負担行為決議書の起票遅れが見受けられた。小城市財務規則第43条の規定により速やかに起票し、適正な予算執行に努められたい。

<p>監査の対象</p>	<p>文化課（文化振興係・文化財保護係）</p>
<p>監査の結果 （その他の指摘事項）</p>	<p>・小城市文化振興団体補助金交付要綱に補助対象経費の記載がないことについて前回指摘をし、同要綱に補助対象経費を明記する旨の報告をされていた。しかし、今回確認したところ、同要綱の改正はなされていなかった。早急に事務の手続きをされたい。</p>

<p>監査の対象</p>	<p>商工観光課</p>
<p>監査の結果 （その他の指摘事項）</p>	<p>・海遊ふれあいパーク内施設受付等業務委託において、施設等の利用者から徴収する使用料については、小城市観光施設条例で定める使用料の額を徴収されたい。</p> <p>・小城市観光交流センター（ゆめぷらっと小城内）の行政財産の使用に関する事務手続きがなされていない。早急に事務の手続きをされたい。</p>

<p>監査の対象</p>	<p>人権・同和対策室</p>
<p>監査の結果 （その他の指摘事項）</p>	<p>・補助金交付事務及び業務委託契約において、支出負担行為決議書の起票遅れが見受けられた。小城市財務規則第 43 条の規定により速やかに起票し、適正な予算執行に努められたい。</p>

<p>監査の対象</p>	<p>環境課（環境係・廃棄物対策係）</p>
<p>監査の結果 （その他の指摘事項）</p>	<p>・令和 5 年度電気自動車用急速充電器保守業務委託契約において、予定価格調書が未開封のまま契約締結なされていた。契約事務について、適正な事務処理に努められたい。</p>

監査の対象	防災対策課
監査の結果 (その他の指摘事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の活動に必要なデジタル簡易無線局の免許について、有効期間内に更新がなされていなかったため空白の期間が生じていた。次回の再登録申請においては、適正に処理されたい。 ・小城市交通安全協会等補助金の交付において、補助金の交付を受けた団体から各支部へ分配されていたが、補助金の使途が不明確であった。補助金の使途が確認できる書類を十分に審査したうえで、補助金の交付をされたい。

監査の対象	建設課
監査の結果 (その他の指摘事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の目的外使用に係る使用料が、使用開始前に納付されていない事例が見受けられた。小城市行政財産使用料条例に基づき適正な事務処理に努められたい。

監査の対象	農村整備課
監査の結果 (その他の指摘事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約において、支出負担行為決議書の起票遅れが見受けられた。小城市財務規則に基づき、適正な予算執行に努められたい。

監査の対象	農村整備課
監査の結果 (検討を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・小城市土地改良区補助金交付要綱に補助対象経費についての記載がない。対象経費について不明確であるので交付要綱の見直しを検討されたい。

監査の対象	水道課
監査の結果 (その他の指摘事項)	・土地使用貸借契約書の契約締結日は、効力発生日以降の日付で手続きをされたい。

監査の対象	総合戦略課
監査の結果 (その他の指摘事項)	・シティープロモーション推進事業業務委託において、起票された支出負担行為決議書は、会計管理者に協議を要するものであったにもかかわらず協議がなされていなかった。小城市財務規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

監査の対象	議会事務局
監査の結果 (その他の指摘事項)	・業務委託契約において、予定価格を作成する際の決定資料が添付されていなかった。契約事務について、適正な事務処理に努められたい。

監査の対象	財政課
監査の結果 (その他の指摘事項)	・普通財産の貸付で自動更新条項が付された契約において、貸付料が10年以上見直されていないものが見受けられた。小城市公有財産規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。